

11月21日～30日は「最低賃金周知旬間」

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。



愛知労働局では、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしている最低賃金制度を広く周知するため、最低賃金の周知活動を展開しているところです。

そのため、11月21日から30日までの期間を『最低賃金周知旬間』として、より一層の周知広報活動を取り組むこととしています。そのため、11月21日から30日までの期間を『最低賃金周知旬間』として、その使用に適用される「愛知県最低賃金」と、特定の産業の労働者とその使用者に適用される「愛知県最低賃金」

と、特定の産業の労働者とその使用者に適用される「愛知県最低賃金」があり、「愛知県最低賃金」については、本年10月1日から20円引き上げ、時間額820円になります。

改正しました。
（特定最低賃金については、12月中旬の改正を目指して、現在改正手続きを行っています）
一方、平成27年における愛知県内の最低賃金の履行確保を主眼とした監督実施結果をみると、愛知県最低賃金に係る違反が20%を超える状況にあり、最低賃金制度のより一層の周知が望まれます。

</